

議第157号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

令和3年11月24日提出

京都市長 門川大 作

事 件 名	損害賠償請求事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>本市は、本市職員である相手方に対し、平成27年12月4日付けの停職3日の懲戒処分並びに同年12月11日付けの配転命令及び平成28年4月18日付けの配転命令を行った。</p> <p>そこで、相手方は本市に対し、これらの懲戒処分及び配転命令は違法であり、これにより精神損害等が生じたとして、その賠償金(3,991,680円)及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起したものである。</p> <p>なお、当該懲戒処分については、相手方が本市に対し、その取消しを求めて別件で訴訟を提起していたところ、当該訴訟において、当該懲戒処分は違法なものであるとして、これを取り消す旨の判決が確定している。</p>
和 解 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市は、相手方に対し、本件に係る解決金として金1,200,000円を支払うことを約する。 2 本市は、相手方に対し、前項の金員を、令和4年2月28日限り、相手方の代理人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。 3 相手方は、その余の請求を放棄する。 4 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件懲戒処分(令和3年4月13日付けで行ったけん責を含む。)及び本件配転命令に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債

務がないことを相互に確認する。

5 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。